

福祉人材確保及び老人福祉施設等の整備に関する件

他業種より低水準にある介護職員給与は、二度の介護報酬減額により更に低下し、福祉系大学・専門学校卒業生の他業種への就職傾向が強まり、介護・福祉現場での職員採用が困難となり、離職率も高止まりし、施設開設の遅れ等、サービス提供体制確立や事業運営への支障が顕著となっております。

更には入所者の重度化、医療ニーズ増大等基準を超える職員配置の取組みの必要性もあり、人材調達の困難性は事業者努力の限界を超えており、この事態が改善もないまま放置されれば、介護保険制度の持続可能性への深刻な影響が懸念されるところです。

また、特別養護老人ホーム・特定施設等での全国一律の設置基準は、重度化する入所者へのサービス低下、介護事故リスク、投資・運営コスト増による採算悪化や利用者負担増を招き、介護現場での自主的改善の取組みが困難となっております。

この基準により、社会福祉法人は、施設の建設・建替等の資金調達が困難となり長期的な経営方針が定まらず、介護サービス事業者は、資本市場からの投資財源調達に支障が出る等、国民が期待する施設サービスの基盤整備の妨げとなっております。

よって、国会及び政府におかれては、平成21年4月の介護報酬改定にあたり、介護現場の雇用改善・人材確保が図られ、また、地方分権改革・規制改革に沿った施設整備が促進されるよう、下記の事項の措置が迅速に講じられるよう強く要望します。

記

- 1 他の産業と比較して、著しく低い介護職員等の賃金水準を引き上げ、更には、介護現場の実態を考慮した人員配置基準の改善を行うため、介護報酬を適正な水準に引き上げること
- 2 特別養護老人ホーム・特定施設・グループホーム等についての全国一律の設置基準を見直し、施設整備での個室型・多床室型やユニット型の選択を社会福祉法人や介護サービス事業者に委ねることにより、利用者ニーズに柔軟に対応する良質かつ安価な施設サービスの基盤整備が促進されるよう、適切な措置を講じること

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

平成20年6月26日

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
厚生労働大臣

様

仙台市議会議長 赤間次彦